

団体保険 総合ガイドブック



あなたや家族を守る保険

三和保険サービス株式会社

目次

	項目	募集期間	保険期間等	ページ
団体契約 (損害保険)	病気・がんサポートプラン（団体総合生活補償保険）	2024年11月15日 ～ 2024年12月20日	2025年1月1日 ～ 2026年1月1日	3,4
	ケガ・賠償サポートプラン（団体総合生活補償保険）			5,6
	親介護プラン（団体総合生活補償保険）			7,8
	団体ゴルファー保険（団体総合生活補償保険）			11
	団体スキー・スノーボード保険（団体総合生活補償保険）			12
	団体所得補償保険			13
	団体自転車保険（傷害総合保険）			14
	弁護のちから（傷害総合保険）			15,16
団体扱 (損害保険)	自動車保険	随時お申込み いただけます		17,18
	火災保険			19,20
	ペット保険			21,22
生命保険 他	生命保険　グループ保険	随時お申込み いただけます	2024年7月1日 から1年間	23,24
	生命保険　医療保険	随時お申込み いただけます		25,26
	提携パーソナルローン			27
取扱保険一覧				28
マイカーの事故が起こったら				29
ご加入にあたって（団体契約）				30
加入申込書類 F A X 依頼書				31

団体保険のメリット



一般契約よりも保険料が割安!!

日常生活を営むうえで必要となる保険に、団体割引等の適用により割安な保険料で加入することができます。

※保険の種類によっては団体割引率が異なります。



申込時に現金不要!

ご加入時、継続時に現金は不要です。

給与より保険料引去りを行うため、お手続きに手間がかかりません。

(退職者の方は、ご指定口座より引去りとなります)



ご家族も対象!

ご家族も、被保険者(補償の対象となる方)

となることができます。



保険はまとめて三和保険サービスへ!

保険代理店をまとめることで、保険のかけ過ぎ、重複を防げます。

また保険金請求時も、電話一本で加入いただいている対象の保険すべての請求手続きが可能です。



ご加入要領 [団体契約 (損害保険)]

保 険 期 間 (ご契約期間)	2025年1月1日午後4時から2026年1月1日午後4時まで1年間 ※中途加入の場合は、補償開始月の1日から2026年1月1日午後4時まで		
被 保 険 者 (補償の対象となる方)	下記①②の中からお選びいただいた方となります。 ① 三和グループ各社の役員・従業員および退職者の方ご本人 ② ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族 ただし、下記の保険は対象となる被保険者が異なりますので該当ページでご確認ください。 ケガ・賠償サポートプラン（家族傷害プラン）、親介護プラン、団体所得補償保険		
申 込 締 切 日	2024年12月20日(金) 必着 ※中途加入や変更はいつでも可能です。（毎月1日付）		
ご 加 入 手 続 き	各書類に必要事項をご記入のうえ、申込締切日までに提出ください。 ※ご加入手続きは保険の種類により異なります。詳細是三和保険サービスまでお問合わせください。		
	≫新規加入の場合	「加入申込票」に必要事項を記入して、ご署名のうえ、ご提出ください。	
	≫内容変更の場合	「加入申込票」に変更箇所等の必要事項を記入して、ご署名のうえ、ご提出ください。	
	≫継続加入の場合	特にお申し出のない場合、前年度と同一補償内容にて継続扱いとさせていただきますので、「加入申込票」のご提出は不要です。	
	≫脱退の場合	「加入申込票」の「継続しない」に「○印」をして、ご署名のうえ、ご提出ください。	
加入申込票提出先	三和保険サービス株式会社		
保 険 料 払 込 方 法	役員・従業員	月 払 の 場 合	2025年3月の給与より天引き開始
		一 時 払 の 場 合	2025年3月の給与にて天引き
	退職者	月 払 の 場 合	2025年3月よりご指定の口座から引き去り開始
		一 時 払 の 場 合	2025年3月よりご指定の口座から引き去り

※団体扱、生命保険(グループ保険、医療保険)、提携パーソナルローンは随時お申込みいただけます。
グループ保険の保険始期日は、2024年7月1日から1年間となります。



病気・がんサポートプラン

〈団体総合生活補償保険 疾病補償特約、がん補償特約セット〉

八大疾病
一時金

女性特定
がん

新型コロナウイルス感染症も
補償されます!!
※疾病補償のみ対象となります。

団体割引率
15%

1. 病気やがんによる入院費用や手術費用などを補償します。入院保険金は初日からお支払いします。
 2. 所定の手術を受けた場合は手術保険金が支払われます。
 3. 役員・従業員・退職者ご本人だけでなく、ご家族を記名(指定)してご加入することもできます。
- ※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方ご本人およびご家族の方(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族)となります。

本保険の特色

1. さまざまな病気による入院や手術を補償します。
2. 日帰り入院から最高180日まで補償します!
3. がんサポートプランでは、がんによる入院や手術、放射線治療に備えます!
4. 女性のがんリスクに対する備えとして、女性特定がんをサポートするタイプをご用意しました!

※今年度より病気サポートプラン(W2Dタイプ)とがんサポートプランの同時加入の取扱いはおこなっておりません。

プラン

病気サポートプラン

※ケガによる入院・手術等は補償対象外になりますので、ご注意ください。
※病気・ケガによる死亡・後遺障害は補償対象外になりますので、ご注意ください。

病気入院 <疾病入院保険金>

病気で入院したとき
1回の入院につき**最大180日まで補償**

病気手術・放射線治療

<疾病手術保険金・疾病放射線治療保険金>
病気により所定の手術・放射線治療を受けたとき
日帰り手術も補償。また、何度でも補償を受けられます

※手術・放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。



病気退院時の一時金 <疾病退院時一時金>

病気で14日以上継続して入院し、生存して退院したとき、
または365日を超えて入院したとき

オプション W2Dタイプのみ補償

八大疾病の一時金 <八大疾病一時金>

・がんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされたとき、一時金として保険金をお支払いします。

がんサポートプラン

がん退院時の一時金 <がん退院時一時金>

がんと診断確定され14日以上継続して入院し、生存して退院したとき、または365日を超えて入院したとき

がん手術・放射線治療 <がん手術保険金・がん放射線治療保険金>

がんと診断確定され、所定の手術・放射線治療を受けたとき
※手術・放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

がん診断 <がん診断保険金>

がんと診断確定されたとき**何度でも補償**を受けられるため、再発・転移した場合も安心です。
※ただし、がん診断保険金をお支払いした場合、その後2年間はお支払いの対象となりません。



がん入院 <がん入院保険金>

がんと診断確定され、入院したとき
1回の入院につき**最大180日まで補償**

※がんを直接の原因とした入院中にごんと診断確定したときは、入院1日目から(がん以外の原因で入院のときはがんと診断確定された日以降の入院日数について)がん入院保険金をお支払いします。

オプション Y2Dタイプのみ補償

女性特定がん

<特定がん入院保険金> <特定がん放射線治療保険金>
<特定がん手術保険金> <乳房治療見舞金>

女性特有のがんにより入院したとき・手術を受けたとき
(被保険者(補償の対象となる方)は満15才以上の女性のみ)

※女性特有のがん(子宮がん・乳がん・卵巣がん等)による入院・手術・放射線治療に対し、保険金をお支払いします。さらに、女性特定がん
で所定の乳房切断手術を受けた場合は、1乳房につき乳房治療見舞金をお支払いします。



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険料表

病気サポートプラン

疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
 特定精神障害補償特約（自動セット）
 ※W2Dタイプとがんサポートプランの同時加入はできません。

補償内容	V2Dタイプ	W2Dタイプ
疾病入院保険金日額	5,000 円	
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍	
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍	
疾病退院時一時金額	一時金として50,000円	
八大疾病一時金	—	50万円

満年齢	V2Dタイプ	W2Dタイプ
0(生後15日以上)～4才	1,160円	1,280円
5～9才	380円	500円
10～14才	330円	450円
15～19才	270円	390円
20～24才	370円	490円
25～29才	560円	680円
30～34才	710円	830円
35～39才	750円	980円
40～44才	740円	1,120円
45～49才	930円	1,570円
50～54才	1,360円	2,300円
55～59才	1,930円	3,410円
60～64才	2,890円	5,230円
65～69才	4,110円	7,540円

月
払
保
険
料

(注) 八大疾病一時金補償特約セットの支払いにおいて、がん・急性心筋梗塞・脳卒中の保険金支払回数は、三大疾病診断見舞金補償特約セットプランの加入から通算します。

がんサポートプラン

がん入院保険金支払対象期間180日・免責期間0日
 ※がんサポートプランと病気サポートプラン(W2Dタイプ)の同時加入はできません。

補償内容	X2Dタイプ (男女共通)	Y2Dタイプ (女性のみ)
がん入院保険金日額	10,000 円	
がん手術保険金	入院中の手術：がん入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：がん入院保険金日額の5倍	
がん放射線治療保険金	がん入院保険金日額の10倍	
がん退院時一時金額	一時金として10万円	
がん診断保険金額	一時金として100万円	
女性 特定 がん	特定がん入院 保険金日額	— 5,000円
	特定がん 手術保険金	— 入院中の手術： 特定がん入院保険金日額の10倍 上記以外の手術： 特定がん入院保険金日額の5倍
	特定がん放射線治療 保険金	— 特定がん入院保険金 日額の10倍
	乳房治療見舞金額	— 20万円

満年齢	X2Dタイプ	Y2Dタイプ
0(生後15日以上)～4才	220円	— 円
5～9才	130円	— 円
10～14才	120円	— 円
15～19才	140円	220円
20～24才	160円	240円
25～29才	210円	290円
30～34才	290円	370円
35～39才	480円	570円
40～44才	840円	950円
45～49才	1,460円	1,610円
50～54才	2,360円	2,550円
55～59才	3,670円	3,850円
60～64才	5,230円	5,420円
65～69才	7,470円	7,650円

月
払
保
険
料

<①病気サポートプラン、②がんサポートプラン共通：その他のご注意事項>

- 2口までご加入いただけます。ただし、満61才以上の方は1口までしかご加入できません。
- 病気サポートプラン「W2D」タイプと、がんサポートプランを重複してご加入いただくことはできません。
- 役員・従業員・退職者の方ご本人様のみではなく、ご家族（配偶者、お子さま、ご両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族）のみでご加入いただくことが可能です。
- 新規加入の場合、満69才までの方が対象となります。
- 継続加入の場合、満89才までの方が対象となります。
- 上記に記載のない年齢の方の保険料は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 八大疾病一時金（がん）、がんサポートプランについては、初年度契約の保険期間開始日より前にかんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて90日(待機期間といいます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。

- 満年齢は、2025年1月1日時点のものになります。
- 上記保険料は、団体割引15%を適用しています。
- 前年同条件でご継続される場合、年齢群の移行により昨年度と比べて保険料が上がる場合がありますのでご注意ください。



ケガ・賠償サポートプラン

〈団体総合生活補償保険 傷害補償(標準型) 特約セット〉

24時間
補償

交通事故のみ
補償

家族傷害 + 賠償責任
補償

団体割引率
15%

1. 事故によるケガについて補償します。入院・通院保険金は初日からお支払いします。
 2. 所定の手術を受けた場合は手術保険金が支払われます。
 3. 役員・従業員・退職者ご本人だけでなく、ご家族を記名(指定)してご加入することもできます。
- ※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方で本人およびご家族の方(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族)となります。
(家族傷害プランは役員・従業員・退職者ご本人および配偶者のみとなります)

本保険の特色

1. 3つのプランからご選択いただけます！
2. 「24時間補償プラン」は仕事中を含めた24時間補償します！
3. 「交通事故限定プラン」は交通事故等によるケガのみを補償し、保険料を抑えたい方におすすめです！
4. 「家族傷害プラン」はご家族まとめてのご加入をご希望の方におすすめです！

24時間補償プラン

■国内、国外を問わず、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します



【仕事中のケガ】



【日常生活でのケガ】



【スポーツ中のケガ】

家族傷害プラン

・家族傷害プランの「家族型」「夫婦型」それぞれの被保険者の範囲については9ページをご確認ください

交通事故限定プラン

■交通事故等によるケガのみ補償します



日常生活賠償 (24時間補償プラン・家族傷害プラン) (日常生活賠償特約)

■国内、国外を問わず、偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたり、日本国内において電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(免責金額0円)

示談交渉サービス付

(日本国内で発生した賠償事故に限ります)

* 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

※日常生活賠償にご加入の場合の補償範囲は、①:被保険者ご本人 ②:①の配偶者
③:①または②の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子となります

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします

(注) 右記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は保険金のお支払対象とはなりませんので、ご注意ください



例) 水漏れで階下の部屋に損害を与えた

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険料表

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

24時間補償プラン（Aタイプ）

・特定感染症危険「後遺障害保険金、
入院保険金および通院保険金」補償特約セット

補償内容	A1Aタイプ	A2Aタイプ	A3Aタイプ	A4Aタイプ
傷害死亡・後遺障害保険金額	235万円	425万円	680万円	830万円
傷害入院保険金日額	1,800円	3,600円	5,400円	7,200円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
傷害通院保険金日額	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円
日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	1億円			
月払保険料	880円	1,570円	2,350円	3,000円

交通事故限定プラン（Bタイプ）

★ご注意★「交通事故危険のみ補償特約」セット このプランの補償は、交通事故等によるケガに限りです。日常生活賠償は対象外となります。

補償内容	B1Aタイプ	B2Aタイプ	B3Aタイプ
傷害死亡・後遺障害保険金額	600万円	1,200万円	2,000万円
傷害入院保険金日額	5,500円	10,500円	15,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額	3,600円	7,000円	10,000円
月払保険料	720円	1,410円	2,110円

家族傷害プラン（C～Fタイプ）

・特定感染症危険「後遺障害保険金、
入院保険金および通院保険金」補償特約セット

補償内容		家族型（家族全員補償）		夫婦型（夫婦のみ補償）	
		CAタイプ	DAタイプ	EAタイプ	FAタイプ
本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	250万円	380万円	150万円	280万円
	傷害入院保険金日額	3,500円	5,000円	2,100円	3,650円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	2,300円	3,200円	1,250円	2,300円
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円	240万円	150万円	280万円
	傷害入院保険金日額	1,500円	2,500円	2,100円	3,650円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	1,000円	1,500円	1,250円	2,300円
親族 （1名あたり）	傷害死亡・後遺障害保険金額	70万円	120万円	EAタイプ・FAタイプ(夫婦型)にご加入される場合、親族は被保険者（補償の対象となる方）となりません。	
	傷害入院保険金日額	1,000円	1,500円		
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	600円	1,000円		
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)		1億円			
月払保険料		2,390円	3,530円	1,440円	2,480円

- 保険料は、団体割引15%を適用しています。
- 24時間補償プラン（Aタイプ）および家族傷害プラン（C～Fタイプ）の保険料は、被保険者（補償の対象となる方）ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別Aの場合の保険料です。職種級別Bの方の保険料および下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - ・職種級別A：下記B以外の職業従事者、主婦・学生・無職者など
 - ・職種級別B：農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造従事者、建設従事者
- ※告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 1被保険者あたり引受限度額（他社契約分も含め）
 - 【15才未満】 傷害死亡・後遺障害保険金額：5,000万円、傷害入院保険金日額：15,000円、傷害通院保険金日額：10,000円
- 1口までご加入いただけます。



親介護プラン

(団体総合生活補償保険 傷害補償 (MS&AD型) 特約・
親介護一時金支払特約セット)

団体割引率
15%

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員および退職者の方ご本人および配偶者の方

本保険の特色

親が **要介護状態** ※となったとき、最大で **500万円** を親介護一時金としてお支払いします。

※寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態を言います。

ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護状態区分「2」以上の状態を言います。



Q&A

Q1：「要介護2」の身体状態の目安は？

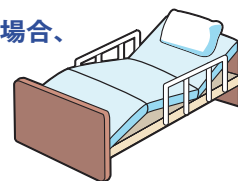
A1：軽度の介護を必要とする状態を言います。

(例) 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。もの忘れや直前の行動の理解の一部に低下が見られる。

Q2：別居の両親は親介護一時金に加入できますか？

A2：被保険者ご本人または配偶者の親であれば、健康状態告知書質問事項に該当しない場合、同居・別居を問わず加入できます。

最大4名まで加入できます。ただし、父・母ともに同一のプランでの加入となります。



Q3：自身の傷害死亡・後遺障害保険金の補償を外して加入することはできますか？

A3：できません。必ずセットでご加入ください。

Q4：加入にあたって、医師の診査は必要ですか？

A4：医師の診査は不要です。被保険者本人（役員・従業員・退職者または配偶者）に親の健康状態を代理してお答えいただくため、親と離れて暮らしている場合などに手間がかかりません。

Q5：親は、何才まで加入できますか？

A5：新規申込の場合、84才まで加入できます。その後の継続は、89才まで可能です。(保険始期日(2025年1月1日)時点の満年齢)

Q6：現在、親が介護状態なのですが加入できますか？

A6：公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある場合はご加入いただけません。

加入申込票裏面に記載の「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」の＜質問＞①～③に該当する場合は、ご加入いただけません。

ご加入例

例① 従業員ご本人の父親(70才) 1名 が加入する場合

【基本補償：被保険者】

従業員 ご本人
基本補償 に加入
月払保険料 110円

+

【オプションプラン：特約被保険者】

従業員ご本人の 父親
親介護一時金補償 タイプG1D に加入
月払保険料 1,130円

=

合計月払保険料
1,240円

例② 従業員の配偶者および配偶者の父親(65才)、母親(60才) 2名 が加入する場合

【基本補償：被保険者】

従業員の 配偶者
基本補償 に加入
月払保険料 110円

+

【オプションプラン：特約被保険者】

配偶者の 父親・母親
親介護一時金補償 タイプG2D に加入
月払保険料 父親 1,000円
月払保険料 母親 420円

=

合計月払保険料
1,530円

※親(2名)が加入される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります。(加入タイプは同一となります)

被保険者と補償の対象となる方の範囲

親介護補償	被保険者ご本人としてご加入できる方	● 役員・従業員および退職者の方ご本人 ● 配偶者
	補償の対象となる方	被保険者ご本人またはその配偶者の親（同居・別居は問いません） 最大4名まで指定可能です

その被保険者またはその配偶者の親



親介護一時金補償
〈親介護一時金〉
100万円～500万円

被保険者ご本人またはその配偶者の親が要介護状態(※)となり、その状態が90日を超えて継続した場合に、親介護一時金をお支払いします。ただし、親介護一時金をお支払いした場合、当該特約は失効します。

※寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態をいいます。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護状態区分「2」以上の状態をいいます。

※要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）をセットしています。

被保険者ご本人



基本補償
傷害死亡・後遺障害保険金
100万円

被保険者ご本人が事故によるケガのために死亡したときや所定の後遺障害状態になったとき傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%を一時金としてお支払いします。

保険金額（ご契約金額）と保険料

親介護プランは、基本補償（傷害補償）に親介護一時金支払特約がセットされたプランです。

親介護一時金補償

被保険者ご本人またはその配偶者の親 お一人の保険料（月払）
〈フランチイズ期間 90日〉

タイプ		親介護補償				
		G1D	G2D	G3D	G4D	G5D
親介護一時金額		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月払保険料 (保険始期日時点の親の満年齢)	40～44才	10円	20円	20円	30円	40円
	45～49才	20円	40円	50円	70円	90円
	50～54才	40円	80円	120円	160円	200円
	55～59才	90円	190円	280円	370円	470円
	60～64才	210円	420円	640円	850円	1,060円
	65～69才	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
	70～74才	1,130円	2,260円	3,390円	4,520円	5,660円
	75～79才	2,510円	5,020円	7,540円	10,050円	12,560円
	80～84才	6,350円	12,710円	19,060円	25,410円	31,770円

基本補償

プラス

被保険者ご本人	
G1D～G5Dタイプすべてに共通	
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
月払保険料	110円

- 基本補償の保険料は年齢に関係なく一律です。
- 各タイプは、親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方（被保険者ご本人またはその配偶者の親）の保険始期日（2025年1月1日）時点の満年齢での保険料となります。
- 上記保険料は、団体割引15%を適用しています。
- 引受保険会社が親介護一時金をお支払いする場合は、保険期間満了までの特約保険料の未払分を一括して払い込んでいただく必要があります。
- 親介護一時金の受取りは特約被保険者となります。
- 新規加入の場合、特約被保険者となる方の保険始期日時点の満年齢が40才～84才までとなります。
- 継続加入の場合、特約被保険者となる方の保険始期日時点の満年齢が89才までとなります。
- 85才以上の保険料については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 1口までご加入いただけます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

◆ 病気・がんサポートプラン、ケガ・賠償サポートプランの加入範囲と補償範囲

申込人となれる方

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方で本人

ご加入できる方(被保険者ご本人となれる方)

※親介護プランについては、パンフレット8ページをご確認ください。

プラン名		①役員・従業員 および退職者の方 ご本人	②配偶者	③お子さま	④ご両親、 兄弟姉妹 (別居でも可)	⑤同居の親族
病気・がん の補償	病気・がんサポートプラン	○	○	○	○	○
	24時間補償プラン 交通事故限定プラン	○	○	○	○	○
ケガの補償	家族傷害プラン	○	○	×	×	×
	夫婦型 家族型	○	○	×	×	×

被保険者(補償の対象)となる方の範囲

※親介護プランについては、パンフレット8ページをご確認ください。

「夫婦型」「家族型」の場合は、被保険者ご本人以外の方を加入申込票に記名する必要はありません。自動的に補償の対象となります。

プラン名		ご本人 ^{注1}	配偶者	ご本人または配偶者と 同居の親族 ^{注2}	ご本人または配偶者と 別居の未婚 ^{注3} の子
病気・がん の補償	病気・がんサポートプラン	○	—	—	—
	24時間補償プラン 交通事故限定プラン	○	—	—	—
ケガの補償	家族傷害プラン	○	○	○	○
	夫婦型 家族型	○	○	○	○

(注1) 上記「被保険者ご本人となれる方」の範囲内で、加入申込票に「被保険者(本人)」として記載された方をいいます。

(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(別居の親族は補償の対象となりません)

(注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

※ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

※日常生活賠償補償の被保険者の範囲は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

◆ サービスのご案内

健康維持に役立つ情報提供や病気に関するご相談などで皆さまの健康生活をしっかりサポート！

ケガ・賠償サポートプラン、親介護プラン、ケガ・病気サポートプランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

病気・がんサポートプラン、親介護プラン、ケガ・病気サポートプランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

医療カウンセリングサービス

健康安心サポート

- セカンドオピニオンのご相談/面談専門医のご紹介/「がん」粒子線治療のご相談
- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供)/認知症TESTER(テスター)
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社様が提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。



詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。右記コードからご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

病気・がんサポートプラン / 親介護プラン / <継続の方のみ>ケガ・病気サポートプラン

重要事項のご説明



GN22D010833

お支払いする保険金および費用保険金のご説明



GN22D010921



GN22D010873



GN22D010874



GN22D010869

ケガ・賠償サポートプラン

重要事項のご説明



GN22D010834

お支払いする保険金および費用保険金のご説明



GN23D010039

既加入者プラン（新規加入はできません）

新型コロナウイルス感染症も
補償されます!!
※疾病補償のみ対象となります。

ケガ・病気サポートプラン

<団体総合生活補償保険 傷害補償（MS&AD型）特約・疾病補償特約セット>

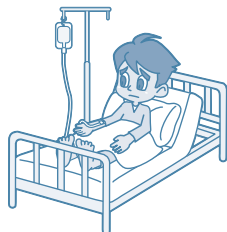
被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方ご本人およびご家族の方（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族）となります。

■日常生活中はもちろんレジャー中に起こる事故による補償もカバーする保険プラン

●入院

ケガ・病気により
入院した



●手術

ケガ・病気により所定の手術・
病気により放射線治療を受けた



●通院

ケガにより通院した



●病気退院時の一時金

病気で14日以上継続入院して生存して
退院した場合、または365日を超えて
入院した場合



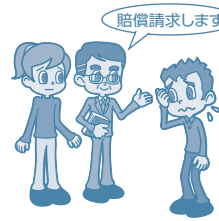
日常生活賠償補償

国内外を問わずレジャー中や日常生活
上の偶然な事故により、他人の物を壊し
たり、他人にケガをさせたり、日本国内
において電車等の運行不能について、法
律上の損害賠償責任を負担することに
なった場合に保険金をお支払いします。



弁護士費用等補償

日本国内において事故によるケガ
または損害について法律相談した
場合または損害賠償請求を弁護士
等に委任した場合の費用負担を補
償します。



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険料表

（※天災危険補償特約セット）

補償内容	S2Dタイプ
傷害※・疾病入院保険金日額	5,000 円
傷害※・疾病手術保険金	入院中の手術：傷害・疾病入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害・疾病入院保険金日額の5倍
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍
傷害通院保険金日額※	2,500 円
疾病退院時一時金額	一時金として 50,000 円
日常生活賠償保険金額 （免責金額0円）	1 億円
弁護士費用等保険金額	300 万円
法律相談費用保険金額	10 万円

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日、
疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、
特定精神障害補償特約（自動セット）

※日常生活賠償補償、弁護士費用等補償にご加入の場合の補償範囲は、①：被保険者ご本人 ②：①の配偶者 ③：①または②の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の婚姻） ④：①または②の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子となります。

（注）日常生活賠償補償において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

○満年令は、2025年1月1日時点のものになります。

○保険料は、団体割引15%を適用しています。

○1被保険者あたり引受限度額（他社契約分も含め）

【15才未満】 傷害入院保険金日額：15,000円、傷害通院保険金日額：10,000円

【共 通】 日常生活賠償保険金額：3億円

満年令	S2Dタイプ
0（生後15日以上）～4才	2,650 円
5～9才	1,870 円
10～14才	1,820 円
15～19才	1,760 円
20～24才	1,860 円
25～29才	2,050 円
30～34才	2,200 円
35～39才	2,240 円
40～44才	2,230 円
45～49才	2,420 円
50～54才	2,850 円
55～59才	3,420 円
60～64才	4,380 円
65～69才	5,600 円

月
払
保
険
料



団体ゴルファー保険

(団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約セット)

団体割引率
15%

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方で本人およびご家族の方（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族）となります。（アマチュアゴルファーの方に限りません）

本保険の特色

国内・国外問わず、ゴルフプレー中の危険を補償します！（ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ）

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします

〈ゴルフ賠償責任保険特約〉



- ゴルフ練習・競技・指導中に他人にケガ（キャディー含む）をさせ、法律上の損害賠償責任を負った

示談交渉サービス付
（日本国内で発生した賠償事故にかぎりです）

〈ゴルフ傷害補償特約〉



- ゴルフ場・練習場敷地内においてゴルフの練習・競技・指導中にケガをした

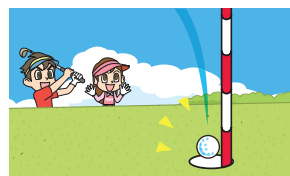
〈ゴルフ用品補償特約〉



- ゴルフ場・練習場敷地内においてゴルフ用品が盗まれた

※ホールインワン・アルバトロス費用の詳細につきましては、別添の「重要事項のご説明」に記載しておりますので、ご参照ください。

〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約〉



- 日本国内のゴルフ場においてゴルフ競技中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した

用語	説明
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフ練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金が有料（利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。）のものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額（ご契約金額）と保険料

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

補償項目	セット名	A	B	C	D	E	F
ゴルフ賠償責任保険金額（免責金額0円）		3,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額		150万円	250万円	250万円	250万円	300万円	500万円
傷害入院保険金（日額）		2,250円	3,500円	3,750円	3,750円	4,500円	7,500円
傷害手術保険金		入院中：傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金（日額）		1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	5,000円
ゴルフ用品保険金額		10万円	20万円	20万円	25万円	40万円	50万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額		15万円	20万円	25万円	35万円	55万円	90万円
年間保険料（一時払）		2,990円	4,220円	4,910円	6,250円	9,370円	14,260円

※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約のみ日本国内のゴルフ場が対象となります。

※上記保険料は団体割引15%を適用しています。

※重複契約に関する注意事項

・ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

・賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」がセットされています。示談交渉サービスとは引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故にかぎりです）。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。右記コードから確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010181

お支払いする保険金および
費用保険金のご説明



GN19D010069



団体スキー・スノーボード保険

<団体総合生活補償保険

スキー・スケート賠償責任保険特約・

雪上滑走スポーツ補償特約セット

(ただし、「スケート」は補償対象外です)>

団体割引率

15%

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方で本人およびご家族の方(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族)となります。(アマチュアの方に限ります)

本保険の特色

スキー場での危険を補償します!(日本国内のみ)

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします

<スキー・スケート賠償責任保険特約>



- スキー中に他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った

示談交渉サービス付

(日本国内で発生した賠償事故にかぎります)

<スキー傷害補償特約>



- スキー中に転倒、衝突などの外的要因による事故によってケガをした

<スキー用品補償特約>



- スキー場にてスキー用品が盗まれた、スキー板が破損した

*補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額(ご契約金額)と保険料

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

コース	雪上滑走スポーツ補償 (スキー・スノーボード等を含む)			スキーのみ補償		
	A型	B型	C型	D型	E型	F型
スキー・スケート賠償責任保険金額(免責金額0円)	3,000万円	5,000万円	1億円	3,000万円	5,000万円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円	170万円	200万円	150万円	300万円	500万円
傷害入院保険金(日額)	1,500円	1,700円	2,000円	1,500円	3,000円	5,000円
傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金(日額)	500円	700円	1,000円	500円	1,500円	2,000円
用品保険金額	スキー・スノーボード等					
年間保険料(一時払)	4,790円	5,930円	7,740円	2,470円	3,420円	4,310円

※上記保険料は、団体割引15%を適用しています。

※A~C型には雪上滑走スポーツ補償特約がセットされています。

※雪上滑走スポーツとはスキー、モノスキー、スノーボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪(人工雪を含みます)上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり(そりに類似するものを含みます)、ボブスレーおよびリュージュは含みません。

※記載の保険料は、スキー・雪上滑走スポーツの競技・指導を職業としている方を対象とする保険料ではありません。該当の方は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※重複契約に関する注意事項

・賠償損害、用品の損害については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」がセットされています。示談交渉サービスとは引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故にかぎります)。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

*話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。右記コードからご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010182

お支払いする保険金および
費用保険金のご説明



GN19D010084



団体所得補償保険

団体割引率
10%

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員ご本人および配偶者（専業主婦）の方
（満15歳以上満69歳以下の方が対象となります。）
（家事従事者特約は満16歳以上の方が対象となります。）

本保険の特色

対象期間1年間の『短期補償型』の所得補償！

病気・ケガで働けなくなった時に所得補償保険金をお支払いします。

国内・海外を問わず、お仕事中や日常生活の間に被った病気やケガで、継続して8日間以上働けなくなったときに、対象期間最長1年間を限度に保険金をお支払いします。

※保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額・保険料

1年間無事故なら、保険料の20%を返れいします。
（中途脱退の場合、返れい金はありません。）

加入口数1口あたりの保険金額（保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日、団体割引10%、月払）

【基本プラン】							
満年齢	職 種	営業・事務・設計（職種級別1級）		工場での製造加工（職種級別3級）		専業主婦（職種級別1級）	
加入タイプ		1型		2型		K型	
保険料・保険金額		月額保険料	保険金額（月額）	月額保険料	保険金額（月額）	月額保険料	保険金額（月額）
15～19歳	1口あたり 1,000円		— 円		127,000 円	1口あたり500円	135,000 円
20～24歳			118,000 円		87,000 円	1口あたり 750円	139,000 円 123,000 円
25～29歳			105,000 円		78,000 円		
30～34歳			85,000 円		63,000 円	1口あたり 1,000円	133,000 円 107,000 円 85,000 円 71,000 円
35～39歳			68,000 円	1口あたり	50,000 円		
40～44歳			54,000 円	1,000円	40,000 円		
45～49歳			45,000 円		34,000 円		
50～54歳			39,000 円		29,000 円		
55～59歳			37,000 円		27,000 円		
60～69歳			35,000 円		26,000 円		55,000 円

【オプション】天災危険補償特約セットプラン				
満年齢	職 種	営業・事務・設計（職種級別1級）		工場での製造加工（職種級別3級）
加入タイプ		1A型		2A型
保険料・保険金額	月額保険料	保険金額(月額)	月額保険料	保険金額(月額)
15～19歳	1口あたり 1,050円	— 円	1口あたり 1,050円	131,000 円
20～24歳		122,000 円		90,000 円
25～29歳		108,000 円		80,000 円
30～34歳		87,000 円		65,000 円
35～39歳		70,000 円		52,000 円
40～44歳		56,000 円		41,000 円
45～49歳		47,000 円		35,000 円
50～54歳		40,000 円		30,000 円
55～59歳		38,000 円		28,000 円
60～69歳		36,000 円		26,000 円

注1：上記保険金額表の「専業主婦」は「家事従事者特約」でのお引受けとなります。詳しくは、「この保険のあらまし」をご覧ください。

注2：「【オプション】天災危険補償特約セットプラン」は、天災危険補償特約セット保険料となります。

補償内容については、「この保険のあらまし」をご覧ください。

※家事従事者とは「主として被保険者の家庭において、炊事・掃除・洗濯および育児等の家事を行っている方」のことをいいます。

（注）上記保険料は、ご加入人数100名以上の場合の団体割引10%を適用した保険料です。ご加入人数が変更となった場合、次年度以降保険料が変更となる場合があります。

・保険金額（または保険料）は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。

・年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は、中途加入日時点）の満年齢とします。

・本保険は保険期間中の中途増額はできません。

・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額（または保険料）となります。年齢区分が変更になると、保険金額（または保険料）が変更になります。

・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2024年9月現在）

保険金額を決めるうえでのご注意

上記保険金額（1口あたり）をご参考に、限度口数の範囲で（実際の所得の50%限度）で加入口数をお決めください。

※実際の所得以上の部分は保険金支払の対象となりません。また、専業主婦（家事従事者特約セット）の場合は月額15万円が限度額となりますのでご注意ください。詳しくは「この保険のあらまし」以降をご覧ください。

（例）45才の営業職員。ご加入直前12か月の所得が平均50万円の場合

50万円×50%＝25万円

この例では、基本プランの加入口数は、5口が限度となります。

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。



団体自転車保険

(傷害総合保険 交通傷害危険のみ補償特約セット)
〈個人型/家族型〉

団体割引率
10%

被保険者ご本人

三和グループ各社の役員・従業員、退職者の方で本人およびそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、ご本人の同居の親族）となります。

本保険の特色

1. 交通事故等による「ケガ」を補償します。*自転車事故以外も含みます。
2. 個人賠償責任補償には示談交渉サービス（日本国内のみ）付です。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットおよび団体保険総合ガイドブックをご確認ください。

プラン

基本補償	交通事故等によるケガで死亡したとき/後遺障害が発生したとき	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円
	交通事故等によるケガで入院したとき	傷害入院保険金日額	3,000円
	交通事故等によるケガで手術したとき	傷害手術保険金額	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円
	交通事故等によるケガで通院したとき（B型・D型のみ）	傷害通院保険金日額	1,000円
	他人に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき	個人賠償責任保険金額	最高1億円

補償内容

【傷害死亡・後遺障害保険金】	●死 亡 交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ●後遺障害 交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。
【傷害入院保険金】	交通事故等によるケガの治療のため入院した場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。（1,000日限度）
【傷害手術保険金】	交通事故等によるケガの治療のため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
【傷害通院保険金】	交通事故等によるケガの治療のため通院した場合、事故の発生の日から1,000日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。
【個人賠償責任保険金額】	第三者に対しての法律上の損害賠償責任を負い、支払事由に該当する場合、実際に負担した損害賠償金および訴訟費用等を1億円を限度にお支払いします。

保険料と保険金額

（保険期間1年、団体割引 10%、交通傷害危険のみ補償特約セット）

加入タイプ	個人型（奥さま・お子さまのみの加入も可）		家族型（ご家族全員）（注）	
型 名	A型	B型	C型	D型
	基本プラン	通院補償プラン	基本プラン	通院補償プラン
月 払 保 険 料	390円	520円	780円	1,090円
死亡・後遺障害	500万円			
入院保険金日額	3,000円			
手 術 保 険 金	入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来の手術の場合：入院保険金日額の5倍			
通院保険金日額	—	1,000円	—	1,000円
個人賠償責任補償	1億円			

★上記保険料は、ご加入人数100名以上の場合の団体割引 10%を適用した保険料です。ご加入人数が変更となった場合、次年度以降保険料が変更となる場合があります。

（注）ケガの補償に関する保険金額は、本人・配偶者・親族ともに同額となります。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



弁護士費用
の補償

★★★★

弁護のちから

(弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

団体割引率
10%

個人型オプション ※個人型のみセット可能です。

もしも、あなた自身や大切なお子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

Q1. あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

- A. 「ある」と答えた方 15.4%(約6.5人に1人)身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。
- ・歩行中に自転車に衝突された
 - ・子どもが学校でいじめを受けている
 - ・相続で兄弟ともめている
 - ・離婚で配偶者ともめている

Q2. 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

- A. 「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

Q3. 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

- A. 「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、**弁護のちから** (弁護士費用総合補償特約) があなたの生活を守ります!!

“弁護のちから” が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人 お子さま

次の①～③の法的トラブルについては、
被保険者ご本人だけでなく、
お子さま(※1)が遭遇された
トラブルについても対象となります。

① 人格権侵害 (※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といいつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



被保険者ご本人

次の④～⑤の法的トラブルについては、
被保険者ご本人に関わる調停等に要する
弁護士への各種費用が対象となります。

④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停 (※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

弁護士費用総合補償特約の補償内容と保険料

(保険期間 1 年 職種級別 A 級)

補償内容 (保険金の種類)			Sプラン (団体割引10% 月払保険料)
1 弁護士費用補償	弁護士費用(自己負担割合 10%)	通算 300 万円限度	900 円
	法律相談・書類作成費用(自己負担額 1,000円)	通算 10 万円限度	
2 ケガの補償	死亡・後遺障害	100 万円	

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にかかった費用 $\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

■保険金額

(保険期間1年間につき)

通算 **300万円 限度**

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にかかった費用 $- \text{自己負担額 (免責金額) } 1,000円$

■保険金額

(保険期間1年間につき)

通算 **10万円 限度**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまといないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払額
 $40万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = 36万円$

**合計
36万9,000円を
お支払い**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = 9,000円$

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

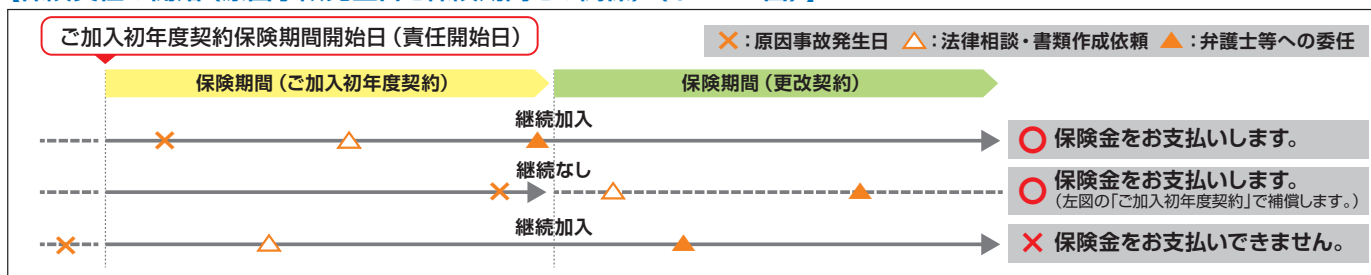
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。
「事故サポートセンター」【受付時間】24時間365日 0120-727-110

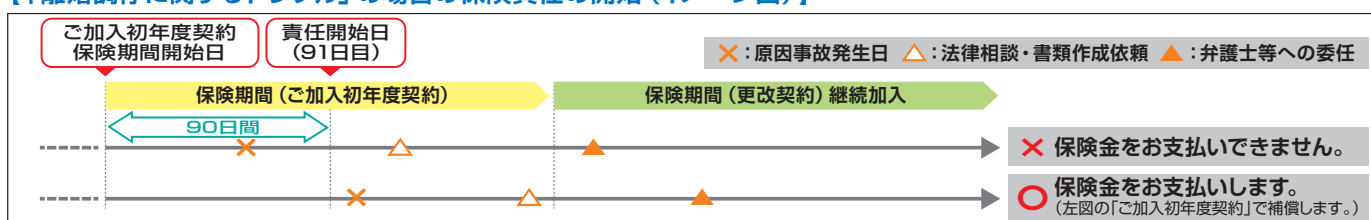
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始 (原因事故発生日と保険期間との関係) (イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始 (イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

・随時加入できます・

三和グループ団体扱自動車保険

加入資格

保険契約者

社員および三和グループ退職者本人に限ります。(配偶者、お子さまなどが保険契約者になることはできません)

記名被保険者

社員および三和グループ退職者本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の扶養家族

車両所有者

社員および三和グループ退職者本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の扶養家族

保険料払込方法

社員の方は給与天引(月払・一括払(年払))が選択できます、退職者の方は口座引き落としで払込みいただきます。引き落とし時期は三和保険サービスにご確認ください。

＜あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、
東京海上日動火災保険株式会社でご契約の場合＞
三和グループの団体扱自動車保険なら
一般契約でご加入されるより

団体扱契約一括払の場合

33.5%※1 割安

(損害保険ジャパン株式会社は**31.12%**※1 割安)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、
東京海上日動火災保険株式会社の

大口団体割引※2

(損害保険ジャパン株式会社は**27.5%**)

30%

一括払の場合

一般契約の一時払に比べ

5% 割安

月払の場合

分割割増なし

30%の割引って
どのくらいかわるの?

81,960円/年
団体扱契約の
一括払

三和グループ
大口団体割引適用で

▲22,450円/年
59,510円/年
団体扱契約の
一括払

節約した分で
少し贅沢ができた!



※1 33.5%割安とは、大口団体割引30%と団体扱一括払係数(0.95)を連乗したもので、31.12%割安とは、大口団体割引27.5%と団体扱一括払係数(0.95)を連乗したものです。団体扱分割払契約は分割割増がかからないので、一般契約分割払(口座振替12回払)と比較して約5%割安となります。団体扱一括払は一般契約一時払に比べて5%割安です。

※2 割引の名称等は引受保険会社により異なります。

- ・P17～P18は団体扱制度の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社商品パンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。団体扱の対象となる方の範囲、団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ・大口団体割引は三和グループでの自動車保険で契約台数と損害率(「損害率」は、三和グループ全体の保険料に対する保険金の割合)をもとに毎年見直されます。上記の割引率は2024年11月1日～2025年10月31日の間に始期日を有するご契約に適用されます。
- ・団体扱の対象となる方について：団体扱の対象となる方の範囲や団体扱の特約失効時の取扱いについては取扱代理店にお問合わせください。保険期間の途中で保険契約者が上記加入資格のいずれかに合致しなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- ・ご退職後の加入には一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店にお問合わせください。

＜取扱代理店＞

三和保険サービス株式会社

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

＜記載例のご契約条件＞ 保険期間：2024年11月1日から1年間

タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)(個人総合自動車保険)／車名アクア 型式(NHP10H)・初年度登録年月(2020年3月)・自家用普通乗用車・料率クラス【車両：5、対人・自損：6、対物：6、傷害：9】運転者年齢条件35才以上補償／運転免許証の色：ゴールド／使用目的：日常・レジャー／ノンフリート等級20等級(事故有係数適用期間0年)／記名被保険者年齢40才／【補償内容】対人賠償保険：無制限／対人臨時費用特約あり／対歩行者等傷害特約あり／対物賠償保険：無制限(免責金額なし)／対物超過修理費用特約あり／人身傷害保険：5000万円・自動車事故特約あり／入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約あり／傷害一時金倍額払特約あり／車両保険150万円(一般補償 免責金額0-10万円)／全損時諸費用倍額払特約あり／弁護士費用(自動車事故型)特約あり／ロードサービス費用特約あり(代車補償拡張特約セット、保険金日額：7,000円)／車両保険無過失事故特約あり／ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約あり／運転特性情報による保険料算出に関する特約あり／人身傷害家族臨時交通費用特約あり／テレマ新規割引あり

☆記載の保険料はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の2024年8月現在のものです。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」
をおすすめします。

詳しくは
こちら
(2分14秒)



安全運転で 得する

安全運転で保険料が割引に

	A 区分	B 区分	C 区分
安全運転スコア	80 点以上	60~79 点	59 点以下
運転特性割引	8%割引 ^(注)	4%割引 ^(注)	割引なし(0%)

安全運転スコアに応じて
継続後のご契約の保険料が
決まります。



安全運転の基準

安全運転スコアは運転特性計測期間中における「速度超過・急アクセル・急ブレーキ」の発生頻度に基づいて算出されます。

安全運転のポイント

1 まずは、安全運転の基本を意識した運転からはじめましょう。



2 運転後には、運転診断レポートでご自身の運転を振り返り、さらなる安全運転を目指します。

(注) 安全運転スコアの区分がC区分の場合と比較した割引率です(割引率は現時点での内容であり、将来変更となる場合があります)。なお、一部の特約の保険料には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。

※1 継続後のご契約の保険料は、安全運転スコアによっては、あいおいニッセイ同和損保が販売している他の自動車保険と比べて保険料が割高となる場合があります。運転診断レポートや安全運転アドバイスをご活用いただき、安全運転を心がけてください。

※2 運転特性割引の適用は条件があります。詳しくは、商品パンフレット(三和保険サービスまでご請求ください)をご確認ください。

高度な事故対応サービスで
「事故発生」から「事故解決」までお客さまをサポート!



安全運転を 見守る

事故緊急自動通報サービス

POINT

ドライブレコーダーが大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)を検知すると、コールセンターへ自動通報。専任オペレータからご連絡を行い、お客さまを迅速・的確にサポートします。(注)



自動的にコールセンターに通知
事故映像も送信

専任オペレータからご連絡(安否確認コール)



詳しくはこちら
(5分47秒)



(注) 過去に発生した事故における衝撃の度合いを分析して事故検知の精度を高めていますが、車種、重量、衝突形態等の条件により衝撃の検知に違いがあるため、車両の損傷度合いにかかわらず、本サービスを提供できないことがあります。また、自力走行が困難と思われる事故を対象としているため、衝突後に所定の距離を移動している場合も、同様に本サービスを提供できないことがあります。



安全運転を 楽しむ

お客さまの安全運転をサポート

運転診断レポート

これまで意識していなかった自分の運転の特徴(くせなど)を知り、具体的な要注意ポイントを把握できます。



アプリで楽しくトレーニング
「川島隆太教授のいきいき脳体操」

自動車運転技能と認知力・活力を向上させ、年代を問わず楽しめる最新の脳のトレーニングを専用スマートフォンアプリでご提供します。

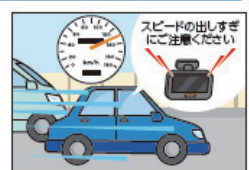


詳しくはこちら
(3分12秒)



事故につながるヒヤリハットを見逃さないために
安全運転支援アラート

リアルタイムのアラートで、事故につながりやすい運転をドライバーに注意喚起します。



●このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、三和保険サービスまでご請求ください。

●「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームです。

・大切な財産をお守りします・

三和グループ団体扱火災保険

災害への備え
万全ですか？

- **自然災害等** に備えた住居・家財のための保険
- 職場でご契約すると保険料が **割安!**

三和グループの団体扱火災保険なら
一般契約でご加入されるより

※東京海上日動火災保険(株)でご加入される場合の団体扱大口割引は1%
(地震保険には適用されません)です。

約 **5%** 割引

団体扱一括払
にするとさらに
割安!

●団体扱大口割引※5%は、始期日が2024年3月1日～2025年2月28日のご契約に適用されます。割引率はその団体の火災保険の契約件数をもとに毎年見直されます。ただし、地震保険の保険料に団体扱大口割引※は適用できません。※割引の名称等は引受保険会社により異なります。

✔ メリット1

ご家族の建物や家財も
“団体扱”で加入できます!

✔ メリット2

保険料は給与天引きとなりますので
キャッシュレスで手続可能!

✔ メリット3

自然災害をはじめ、充実した補償内容の火災保険です!
火災保険と言っても、火災による損害だけが補償の対象ではありません。

<補償内容>



火災



落雷



破裂・爆発



風災、雹災、雪災



水災



騒じょう・集団行動等
に伴う暴力行為



漏水などによる水ぬれ



建物外部からの物体
の落下、飛来・衝突



盗難による盗取・損
傷、汚損



不測かつ突発的な事
故(破損、汚損など)

*ご契約いただく内容により補償の有無は異なります。
詳細はパンフレットをご覧ください、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



●こちらのご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、その他の補償内容につきましては、必ずパンフレットまたはご契約のしおり等をご確認ください。

●団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社